

ご遺族の方へ



お亡くなりになった方の行政上の必要な手続きについて記載しています。

ご参考のうえ、後日、市役所で手続きをお願いします。

担当課 窓口番号

公的年金の受給者

未支給年金の請求および死亡届の手続きが必要です。
手続きの際は年金証書をご用意ください。

健康推進課 ③

戸籍関係

戸籍謄本等は死亡届提出後、記載に3日（土、日、祝日を除く）ほどかかります。

受理証明（死亡届の写し）の取得には、公的年金か郵便局の簡易保険の証書が必要です。

市民生活課 ①・②

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者

被保険者証を返還してください。
葬祭費が支給されます。

健康推進課 ④

子ども医療の該当者

受給者証を返還してください。

健康推進課 ⑧

介護保険の受給者

受給者証を返還してください。

長寿支援課 ⑥

緊急通報装置をお持ちの方

長寿支援課 ⑥

裏面も
ご覧ください。

担当課 窓口番号

障害者手帳をお持ちの方

障害者手帳を返還してください。

福祉事務所

ひとり親家庭になった方

母子自立支援員がご相談に応じます。

福祉事務所

児童手当の該当者

消滅届の手続が必要です。

福祉事務所

税金

納税方法の変更をしてください。
固定資産税の相続人代表者の届出をしてください

税務課 ⑩・⑫・⑬

水道・下水道

一人世帯の場合は、閉栓の届出をしてください。届出日までの清算金がかかります。
使用者または名義人がお亡くなりになった場合は名義人変更の届出が必要となります。

上下水道課 税務課前



- ★ 手続きの際は印鑑をご用意ください。
- ★ 市民生活課 窓口①・②より各課にご案内いたします。
- ★ ☎0972-82-4111 (市役所代表)
- ☎0972-82-9511 (市民生活課)